

令和7年第1回定例会
新冠町議会会議録
第4日（令和7年3月13日）

◎議事日程（第4日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 議案第17号 | 令和7年度新冠町一般会計予算 |
| 第 3 議案第18号 | 令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算 |
| 第 4 議案第19号 | 令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 5 議案第20号 | 令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算 |
| 第 6 議案第21号 | 令和7年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算 |
| 第 7 議案第22号 | 令和7年度新冠町簡易水道事業会計予算 |
| 第 8 議案第23号 | 令和7年度新冠町下水道事業会計予算 |
| 第 9 発委第 1号 | 新冠町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 第10 発委第 2号 | 新冠町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する
条例について |
| 第11 発委第 3号 | 新冠町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例
の制定について |
| 第12 会議案第2号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報
常任委員会） |
| 第13 会議案第3号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |

追加日程

- | | |
|-----|---------------|
| 第 1 | 村田貞光議員の議員辞職の件 |
|-----|---------------|

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（9名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 2番 酒 井 益 幸 君 | 3番 中 山 千鶴子 君 |
| 4番 村 田 貞 光 君 | 5番 但 野 裕 之 君 |
| 6番 秋 山 三津男 君 | 7番 武 藤 勝 罔 君 |
| 9番 長 浜 謙太郎 君 | 10番 武 田 修 一 君 |
| 11番 氏 家 良 美 君 | |

◎欠席議員（1名）

1 番 竹 中 進 一 君

◎出席説明員

町 長
教 育 長
総 務 課 長
企 画 課 長
町 民 生 活 課 長
保 健 福 祉 課 長
産 業 課 長
建 設 水 道 課 長
建 設 水 道 課 参 事
農 業 委 員 会 事 務 局 長
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長
診 療 所 事 務 長
特 別 養 護 老 人 ホ ム 所 長
町 有 牧 野 所 長
管 理 課 長
社 会 教 育 課 長
総 務 課 総 括 主 幹
企 画 課 総 括 主 幹
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹
産 業 課 総 括 主 幹
建 設 水 道 課 総 括 主 幹
管 理 課 総 括 主 幹
管 理 課 総 括 主 幹
社 会 教 育 課 総 括 主 幹
社 会 教 育 課 総 括 主 幹

鳴 海 修 司 君
奥 村 尚 久 君
佐 藤 正 秀 君
佐 渡 健 能 君
谷 藤 聡 君
島 田 和 義 君
鷹 背 寧 君
関 口 英 一 君
寺 西 訓 君
山 谷 貴 君
今 村 力 君
杉 山 結 城 君
竹 内 修 君
湊 昌 行 君
新 宮 信 幸 君
工 藤 匡 君
小 林 和 彦 君
下 川 広 司 君
二 本 柳 成 児 君
曾 我 和 久 君
磯 野 貴 弘 君
伊 藤 美 幸 君
楫 川 聡 明 君
佐々木 京 君
坂 元 一 馬 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 総 括 主 幹

田 村 一 晃 君
三 宅 範 正 君

(午前 10 時 00 分 開会)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。竹中議員は、本日一身上の都合により欠席しております。ただいまから、令和 7 年第 1 回新冠町議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、6 番、秋山三津男議員、7 番、武藤勝罔議員を指名いたします。

◎日程第 2 議案第 17 号 ～ 日程第 8 議案第 23 号

○議長（氏家良美君） 日程第 2、議案第 17 号から日程第 8、議案第 23 号までの 7 件を一括議題といたします。

ただいま議案となりました本案は、予算審査特別委員会に付託され、審査を終えて議長に報告書が提出されており、御手元に配付のとおりであります。

審査結果について、令和 7 年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

武藤勝罔委員長。

○7 番（武藤勝罔君） 令和 7 年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会に付託された事件の審査結果を報告いたします。

令和 7 年度予算審査の結果、議案第 17 号から議案第 23 号までの一般会計予算及び各会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上報告といたします。令和 7 年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会、委員長、武藤勝罔。

○議長（氏家良美君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本 7 議案は質疑討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 御異議ないものと認め、質疑討論を省略いたします。

日程第 2、議案第 17 号について採決を行います。

議案第 17 号、令和 7 年度新冠町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第18号

○議長（氏家良美君） 日程第3、議案第18号について採決を行います。

議案第18号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第19号

○議長（氏家良美君） 日程第4、議案第19号について採決を行います。

議案第19号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第20号

○議長（氏家良美君） 日程第5、議案第20号について採決を行います。

議案第20号、令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第21号

○議長（氏家良美君） 日程第6、議案第21号について採決を行います。

議案第21号、令和7年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号

○議長（氏家良美君） 日程第7、議案第22号について採決を行います。

議案第22号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第23号

○議長（氏家良美君） 日程第8、議案第23号について採決を行います。

議案第23号、令和7年度新冠町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第9 発委第1号

○議長（氏家良美君） 日程第9、発委第1号、新冠町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会、長浜謙太郎委員長。

○9番（長浜謙太郎君） 発委第1号、新冠町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町議会委員会条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。このたびの一部改正は、総務産業常任委員会と社会文教常任委員会の定数を改めるもので、常任委員会のより活発な調査を期待するために一部改正するものです。

次ページをお開きください。条例の一部改正内容について新旧対照表に基づき説明いたします。第2条中第1号の総務産業常任委員会と第2号の社会文教常任委員会の定数を、それぞれ8人をそれぞれ10人に改めようとするものです。1ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和7年5月1日から施行する。

以上が、発議第1号、新冠町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由です。提案どおり決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。発議第1号は、全員協議会において議論を終えているため、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、発議第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発委第2号

○議長（氏家良美君） 日程第10、発委第2号、新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会、長浜謙太郎委員長。

○9番（長浜謙太郎君） 発委第2号、新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。このたびの改正は、令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日施行される刑法等の一部を改正する法律に基づき、本条例に規定する文言を改めるものです。

次ページをお開きください。条例の一部改正内容について新旧対照表に基づき説明いたします。第53条から第55条中、懲役の文言を拘禁刑に改めようとするものです。1ページにお戻りください。附則です。施行期日として、1.この条例は令和7年6月1日から施行する。経過措置として、2.この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

以上が、発議第2号、新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由です。提案どおり決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。発委第2号は、全員協議会において議論を終えているため、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、発委第2号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第3号

○議長（氏家良美君） 日程第11、発議第3号、新冠町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、長浜謙太郎委員長。

○9番（長浜謙太郎君） 発委第3号、新冠町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

新冠町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例を別紙のとおり定めようとするものです。本提案は、議員の果たすべき職責を踏まえ、議員が入院など正当な理由で長期欠席した場合や、刑事事件の被疑者など、法律上身体が拘束される処分を受けた場合の議員報酬及び期末手当の支給の既存条例にかかわらず減額や不支給を行うことの特例の条例を制定するものです。

次ページをお開きください。条例名は、新冠町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例です。この条例は、第1条から第11条までの条文となっており、第1条から簡単に説明いたします。第1条は、趣旨を規定し、議員の果たすべき職責を踏まえ、会議等を長期欠席した場合及び逮捕等による拘束する処分を受けた場合の報酬と期末手当と報酬の減額を規定します。第2条は定義として定めており、(1)は、議会の会議等を定義し、(2)は長期欠席を規定します。長期欠席とは、正当な理由で90日を超えて議会などの会議に出席できなくなった場合とします。第3条は、長期欠席の届出を規定し、長期欠席が見込まれる場合の届出を義務づけています。第4条は、長期欠席した場合の報酬の減額割合です。90日以上は25%、180日以上は50%、270日以上は75%、1年以上は100%をそれぞれ減額します。第5条は、長期欠席した場合の期末手当の減額です。基準日の前6月以内の期間に長期欠席があるときは、90日を超えるものに限りませんが、日割りで計算し減額することとします。第6条は、長期欠席した場合の適用除外規定です。公務上または通勤による災害や、女性議員自身の出産による産前産後期間、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する患者、または無症状病原体保有者である場合を除きます。第7条は、議員が逮捕や拘留など身体を拘束する処分を受けた場合の議員報酬の一次差止め処分を規定します。逮捕等期間の部分の報酬は、一時差止めます。第8条は、議員が逮捕や拘留など身体を拘束する処分を受けた場合の期末手当の一次差止め処分規定です。基準日前6月の間に一時差止め処分を受け、控訴を提起しない処分が行われていないときは、期末手当の支給を一時差止めます。第9条は、一時差止めた報酬や期末手当の不支給を規定します。一時差止めた議員報酬や期末手当は、有罪の判決が確定したときは支給しないこととします。第10条は、端数計算で1円未満の端数があるときはこれを切捨てとし、第11条は、減額等の効力の規定で、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の委員報酬等の減額等の効力は及ばないとし、最後に附則として、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上が、発委第3号、新冠町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制

定についての提案理由です。提案どおり決定くださるよう、よろしくお願いします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。発委第３号は、全員協議会において議論を終えているため、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、発議第３号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発委第３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 会議案第２号 ～ 日程第１３ 会議案第３号

○議長（氏家良美君） 日程第１２、会議案第２号並びに日程第１３、会議案第３号、閉会中の継続調査について、以上２件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、会議規則第７５条の規定により、御手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第２号、会議案第３号は、申出のとおり継続調査することに決定いたしました。

次に、村田貞光議員から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。村田議員の議員辞職の件を、本日の日程に追加し、追加日程第１とし、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、村田議員の議員辞職の件を本日の日程に追加し、追加日程第１とし、直ちに議題といたします。追加日程の配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時１９分

再会 午前１０時２０分

○議長（氏家良美君） 会議を再開いたします。

地方自治法第117条の規定により、村田議員の退席を求めます。

(村田貞光議員退室)

○議長（氏家良美君） 村田議員の辞職願を事務局に朗読させます。

○議会事務局長（田村一晃君） 朗読いたします。辞職願、このたび一身上の都合により、勝手ながら令和7年3月31日をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願いです。令和7年3月13日、村田貞光。新冠町議会議長、氏家良美様。以上です。

○議長（氏家良美君） お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第99条第2項の規定により、質疑討論を省略し採決を行います。

村田議員の辞職願を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、村田議員の辞職願を許可することに決定いたしました。

(村田貞光議員入室)

○議長（氏家良美君） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ただいま辞職される村田貞光議員から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村田貞光議員。

○4番（村田貞光君） 議長より発言の許可を頂きましたので、一言お礼の言葉を申し上げます。

初当選以来、あっという間の2年間でした。鳴海町長はじめ、役場の皆さん、氏家議長、武田副議長、議員の皆さん、そして多くの皆さん大変お世話になりました。思い起こせば7年前役場を退職し、地元建設会社を5年お世話になり、その後、町議会議員として初当選させていただきました。町民の皆様には感謝しかありません。私が議員になったのは、町を元気にするためです。私の目標は、町が稼ぐこと、町の観光振興、移住定住、観光人口を増やし、町を発展させることです。そして、ここに住んでいる町民を第一に考え、目線を下げたまちづくりが大事だと思っています。また、これからは、能力のある職員を目覚めさせ、新冠町のさらなるステップアップを目指し、一町民として頑張ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

◎閉会議決

○議長（氏家良美君） お諮りいたします。新冠町議会会議規則第7条の規定により、令和7年第1回新冠町議会定例会を本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 御異議ないものと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長（氏家良美君） これをもって、令和7年第1回新冠町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時27分 閉会）